

宇治田原町子ども・子育て支援事業計画

【中間見直し】

平成30年度～平成31年度

平成30年3月

宇治田原町

《計画の概要》

本町では、平成17年3月に「宇治田原町次世代育成支援行動計画」を策定し、平成17年度から平成26年度までを計画期間として、子育て支援や保育サービスのほか、子どもの教育環境の充実など、さまざまな施策展開を図ってきました。

そして、平成27年度から子ども・子育て支援新制度が開始されたことを受け、次世代育成支援法に基づく「宇治田原町次世代育成支援行動計画」の考え方を継承し、平成27年度から平成31年度までの5年間を計画期間とする「宇治田原町子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

この計画では、子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを地域全体で支援できる環境を整備するための施策等を位置づけ、より一層の子育て環境の向上を推進していくこととしています。

《計画の中間見直しについて》

宇治田原町子ども・子育て支援事業計画は、平成27年度から平成31年度までの5年間を計画期間として策定したものです。

計画の中間年にあたる平成29年度に示された国の指針では、子ども・子育て支援給付において、当該認定区分に係る量の見込みが大きく乖離している場合には、計画の見直しが必要とされており、本町においても一部の項目において平成28年4月1日時点の支給認定区分ごとの子どもの実績値が、計画における量の見込みよりも10%の乖離があることから要因分析を行い、平成30年度、平成31年度の計画見直しを行いました。併せて、地域子ども・子育て支援事業についても、各事業の進捗状況や利用実績等を踏まえ、必要な見直しを行いました。

《中間見直しの範囲》

1. 児童推計人口の推移
2. 認定区分の教育・保育の量の見込み
 - ・ 2号認定（3～5歳）
3. 地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保及びその実施時期
 - (1) 時間外保育事業
 - (2) 放課後児童健全育成事業 低学年
〃 高学年
 - (3) 一時預かり 在園児対象型以外

1. 児童推計人口の推移（当初計画書 P.51）

※実績は、各年4月1日の人口

| 児童数 年齢 | H27 | | H28 | | H29 | | H30 | H31 |
|-----------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-------------|-------------|
| | 見込み | 実績 | 見込み | 実績 | 見込み | 実績 | 見込み 見直し前 | 見込み 見直し前 |
| 0 | 58 | 63 | 56 | 47 | 56 | 50 | 54 | 53 |
| 1 | 74 | 68 | 63 | 62 | 61 | 50 | 61 | 59 |
| 2 | 67 | 68 | 78 | 74 | 67 | 63 | 65 | 65 |
| 3 | 79 | 76 | 70 | 65 | 81 | 78 | 70 | 68 |
| 4 | 93 | 85 | 83 | 76 | 74 | 61 | 86 | 74 |
| 5 | 77 | 74 | 94 | 89 | 84 | 72 | 75 | 87 |
| 6 | 67 | 65 | 79 | 76 | 96 | 84 | 86 | 77 |
| 7 | 74 | 74 | 67 | 64 | 79 | 75 | 96 | 86 |
| 8 | 80 | 80 | 75 | 74 | 68 | 64 | 80 | 97 |
| 9 | 91 | 90 | 81 | 80 | 76 | 72 | 69 | 81 |
| 10 | 84 | 83 | 92 | 92 | 82 | 80 | 77 | 70 |
| 11 | 96 | 97 | 83 | 81 | 91 | 90 | 81 | 76 |
| 合計 | 940 | 923 | 921 | 880 | 915 | 839 | 900 | 893 |

児童の推計人口は、平成28年4月1日の実績と比較すると0歳児で10%以上の乖離、平成29年4月1日の実績と比較すると0歳児、1歳児、4歳児、5歳児、6歳児において10%以上の乖離が生じています。この状況を踏まえて、平成27年から平成29年の実績を基に、平成30年から平成31年の児童数について「コーホート変化率法」を用いて、改めて推計を行いました。

| 児童数 年齢 | H30 | | H31 | |
|-----------|-----|------|-----|------|
| | 見込み | 見直し後 | 見込み | 見直し後 |
| 0 | 54 | 47 | 53 | 47 |
| 1 | 61 | 41 | 59 | 48 |
| 2 | 65 | 61 | 65 | 43 |
| 3 | 70 | 56 | 68 | 61 |
| 4 | 86 | 73 | 74 | 55 |
| 5 | 75 | 76 | 87 | 72 |
| 6 | 86 | 61 | 77 | 76 |
| 7 | 96 | 69 | 86 | 60 |
| 8 | 80 | 84 | 97 | 67 |
| 9 | 69 | 72 | 81 | 84 |
| 10 | 77 | 69 | 70 | 70 |
| 11 | 81 | 68 | 76 | 68 |
| 計 | 900 | 777 | 893 | 751 |

2. 認定区分の教育・保育の量の見込み（当初計画書 P.52）

平成27年度から平成29年度における2号認定の実績数が、量の見込み数に対し120%を超えている状況です。その要因として、保育の認定理由の9割以上が「就労」であり、計画策定時のニーズ調査に比べ、新制度への移行や第3子保育料無償化等により、保護者の就労意欲が上昇したためと考えられます。そのため、国から示された量の見直し方法に従い、2号認定の対象となる児童の見直し後の推計児童数及び2号認定支給認定割合の実績を基に見直しを行いました。見直し後の量の見込みは次のとおりです。

| 認定区分(単位:人) | | 平成30年度 | 平成31年度 |
|------------|---------|--------|--------|
| 1号認定 | | 61 | 60 |
| 2号認定 | 教育希望が強い | 16 | 16 |
| | 上記以外 | 124 | 113 |
| 3号認定 | 0歳 | 15 | 15 |
| | 1～2歳 | 58 | 57 |
| 合 計 | | 274 | 261 |

3. 地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保及びその実施時期

(1) 時間外保育事業（延長保育事業）

「量の見込み」に対する「確保の内容」「及び実施時期」（当初計画書 P.54）

時間外保育事業について、「量の見込み」は年間の「延べ利用人数」ではなく、「時間外保育事業を利用する実児童数」としており、利用希望の増加にも対応できるよう「量の見込み」を多く見積もっていたため、実績との乖離が10%以上となったことから下方修正することとしました。見直し後の量の見込みは次のとおりです。

| 単位:人 | 平成30年度 | 平成31年度 |
|--------|--------|--------|
| ①量の見込み | 73 | 72 |
| ②確保の内容 | 73 | 72 |
| ② - ① | 0 | 0 |

(2) 放課後児童健全育成事業（学童保育）

「量の見込み」の「確保の内容」及び「実施時期」（当初計画書 P.55）

1年生から6年生までの合算の「量の見込み」と「実績」に乖離はありませんが、「量の見込み」は低学年・高学年に分けて立てることとなっており、それぞれについては乖離が見られるため見直しすることとしました。見直し後の量の見込みは次の通りです。

| 単位：人 | 平成30年度 | 平成31年度 |
|--------|--------|--------|
| ①量の見込み | 120 | 119 |
| 低学年 | 85 | 84 |
| 高学年 | 35 | 35 |
| ②確保の内容 | 150 | 150 |
| ② - ① | 30 | 31 |

(3) 一時預かり事業（在園児対象型以外）

「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」（当初計画書 P.56）

一時預かりは利用年度により開きがありますが、計画策定時のニーズ調査よりも「就労」意欲が上昇していること（保育所入所要件を満たさない範囲での就労の増加）や、保育所内の一時保育施設を新たに増設したことなどにより、平成29年度の利用実績に大きな伸びが見られました。その結果「量の見込み」との乖離が見られることから見直しこととしました。見直し後の量の見込みは次の通りです。

| 単位：人 | 平成30年度 | 平成31年度 |
|--------|--------|--------|
| ①量の見込み | 1000 | 1000 |
| ②確保の内容 | 1054 | 1054 |
| ② - ① | 54 | 54 |